

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	1	生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと
	I	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局保護課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
福祉事務所が関係機関等との連携を図ることにより生活困窮者を的確に把握すること等。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
保護費不正受給件数(件)	4,665	5,617	7,063	8,204	9,264
(備考)					
・社会・援護局総務課指導監査室調べ。ただし、平成15年度の数字は速報値。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
被保護者数(千人)	1,004	1,072	1,148	1,243	1,344
(備考)					
・福祉行政報告例。ただし、平成15年度の数字は速報値。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
保護費給付額(百万円)	155,023	164,452	175,980	187,693	199,148
(備考)					
・国・地方合計の保護費(実績)平均月額。社会・援護局保護課調べ。ただし、平成15年度の数字は見込み。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
生活保護制度は、生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障することを目的としているが、経済・雇用情勢の低迷、高齢化の進展などの影響を受け、被保護者数は平成15年度においても依然として増加傾向にあり、これに伴い保護費給付額も増加した。また、制度に対する信頼性の確保が強く求められており、適正な給付の実施が重要となっているが、平成15年度についても不正受給件数が相当数顕在化した。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価	
社会経済の変化に対応して被保護者数及び保護費給付額は増加しており、生活困窮者に対して必要な保護が行われていると評価することができる。また、不正受給件数が相当数顕在化していることは、不正受給防止のための調査等が適正に実施されているものと評価することができる。	
政策手段の効率性の評価	
福祉事務所が関係機関等との連携を図ることにより、生活困窮者を的確に把握するとともに、保護開始時等において、預貯金、保険、不動産等の資産調査、給与、年金等の収入調査等の徹底により、生活保護の不正受給の防止等を効率的に行っている。	
総合的な評価	
厳しい社会経済情勢のため生活困窮者が増加している中、生活困窮者に対して必要な保護が行われており、また、資産調査、収入調査等の徹底により不正受給件数が相当数顕在化しており、目標の達成に向けて進展があった。	
評価結果分類	分析分類
③	③

3. 特記事項

<p>①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。</p> <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。</p> <p>③総務省による行政評価・監視等の状況 〔生活保護に関する行政監察改善措置状況調査結果報告書（平成12年12月、抜粋）〕</p> <p>1 要保護者に対する保護事務の適正化 (1) 扶養能力調査等の各種調査の的確な実施について、福祉事務所に対し徹底 (2) 最低生活費認定事務の誤りを事前に防止するような措置 (3) 不正受給の再発防止に資するため、不正受給案件に対し法第78条を厳正に適用</p> <p>④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等） なし。</p> <p>⑤会計検査院による指摘 なし。</p>

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	I	生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと
	II	災害に際し応急的に必要な救助を行うこと
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局保護課災害救助対策室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	迅速に、応急救助を実施すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
迅速な応急救助の実施に向けた都道府県に対する助言等。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
被害発生から避難所設置までの時間	-	-	-	-	-
(備考)					
過去5年の災害救助法の適用件数は以下のとおりとなっている。					
・平成11年度 30件					
・平成12年度 48件					
・平成13年度 4件					
・平成14年度 2件					
・平成15年度 14件					
平成15年度中に災害救助法が適用された災害の件数は、豪雨が6件、地震が5件、台風が3件の合計14件であった。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析
わが国は、気候、風土の変化に富み、それだけに自然の猛威を受けやすい地理的、気象的諸条件を有しているため、古くから多くの災害に見舞われている。平成15年度については、豪雨が6件、地震が5件、台風が3件の合計14件の災害救助法の適用があった。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
平成15年度中に災害救助法を適用した市町においては、以下のとおり、災害発生に際し速やかに避難所が設置されており、適切に応急救助が実施されたものと認められる。

○梅雨前線豪雨〈福岡県〉

・平成15年7月19日

未 明 飯塚市災害発生

00:30 穂波町災害発生

未 明 福岡市災害発生

04:00 太宰府市災害発生

04:30 志免町災害発生

・平成15年7月19日

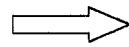
04:50 飯塚市避難所設置

07:00 穂波町避難所設置

04:40 福岡市避難所設置

10:16 太宰府市避難所設置

08:00 志免町避難所設置



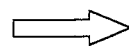
○梅雨前線豪雨〈熊本県〉

・平成15年7月20日

04:15頃 水俣市災害発生

・平成15年7月20日

04:30頃 水俣市避難所設置



○宮城県北部を震源とする地震〈宮城県〉

・平成15年7月26日

00:13 (前震)

07:13 (本震) 災害発生

16:56 (余震)

・平成15年7月26日

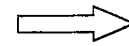
00:50 鹿島台町避難所設置

06:00 鳴瀬町避難所設置

08:00 矢本町避難所設置

09:00 河南町避難所設置

10:20 南郷町避難所設置



○台風10号〈北海道〉

・平成15年8月9日

23:23 平取町災害発生

・平成15年8月10日

00:00 新冠町災害発生

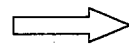
01:30 門別町災害発生

・平成15年8月9日

17:00 平取町避難所設置

17:30 新冠町避難所設置

17:30 門別町避難所設置



政策手段の効率性の評価

災害発生時に、国が都道府県と常時連絡が取れる体制を整え、都道府県知事が災害救助法適用を判断する際に、適用基準に合致しているかどうか及び避難所の適切な設置・運営等について助言を行うことにより、的確な応急救助を実施することが可能となっている。

総合的な評価

平成15年度において災害救助法が適用された災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、助言を行うことによって適用の判断を早めるとともに、避難所も適切に設置・運営が行われており、適切な応急救助が実施され、ほぼ目標を達成した。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。